

# 兵庫県公報

平成28年10月18日 火曜日 第 2842 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 同 上（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 平成28年度若人の賞受賞者（青少年課）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	11

## 告 示

### 兵庫県告示第886号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- |   |         |                      |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 名 称     | 社会医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院 |
|   | 所在地     | 神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号   |
|   | 認定年月日   | 平成28年9月1日            |
|   | 認定の有効期限 | 平成31年8月31日           |
| 2 | 名 称     | 高橋病院                 |
|   | 所在地     | 神戸市須磨区大池町5丁目18番1号    |
|   | 認定年月日   | 平成28年10月1日           |
|   | 認定の有効期限 | 平成31年9月30日           |
| 3 | 名 称     | 医療法人回生会 宝塚病院         |
|   | 所在地     | 宝塚市野上2丁目1番2号         |
|   | 認定年月日   | 平成28年8月22日           |
|   | 認定の有効期限 | 平成31年8月21日           |
| 4 | 名 称     | 医療法人松藤会 入江病院         |
|   | 所在地     | 姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地   |
|   | 認定年月日   | 平成28年10月10日          |
|   | 認定の有効期限 | 平成31年10月9日           |



**兵庫県告示第887号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**東田土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	新 屋 勝 美	三木市吉川町東田427番地の 1
同	石 野 一 美	同 市吉川町東田442番地
同	岡 片 卓 朗	同 市吉川町東田879番地
同	西 瀧 登	同 市吉川町東田359番地
同	谷 井 滋	同 市吉川町東田459番地の 3
同	簾 畑 清 弘	同 市吉川町東田943番地
同	岡 片 仁 稔	同 市吉川町東田1070番地
監 事	明 柴 益 郎	同 市吉川町東田1088番地
同	谷 井 正 之	同 市吉川町東田834番地
同	前 瀧 史 郎	同 市吉川町東田347番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	新 屋 勝 美	三木市吉川町東田427番地の 1
同	簾 畑 清 弘	同 市吉川町東田943番地
同	谷 井 滋	同 市吉川町東田459番地の 3
同	明 柴 益 郎	同 市吉川町東田1088番地
同	谷 井 正 之	同 市吉川町東田834番地
同	片 岡 満	同 市吉川町東田477番地
同	井 本 隆 一	同 市吉川町貸潮129番地
監 事	片 岡 忠 重	同 市吉川町東田475番地の 1
同	福 井 洋 二	同 市吉川町東田224番地
同	前 瀧 史 郎	同 市吉川町東田347番地

**兵庫県加古土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	正 井 進	加古郡稲美町加古291番地
同	岡 野 辰 夫	同 郡同 町加古504番地の 3
同	坂 田 洋 一	同 郡同 町加古1003番地
同	末 澤 文 弘	同 郡同 町加古1245番地の 4
同	松 尾 定 義	同 郡同 町加古1982番地
同	松 尾 千 明	同 郡同 町加古2237番地
同	山 口 剛	同 郡同 町加古2529番地
同	藤 原 嘉 彦	同 郡同 町加古3067番地
同	石 見 止	同 郡同 町加古3362番地の 2
同	福 田 義 清	同 郡同 町加古3670番地の 2
同	荒 田 昭	同 郡同 町加古4312番地の 1
同	西 川 嘉 紀	同 郡同 町加古4584番地
監 事	吉 田 義 春	同 郡同 町加古686番地の 5
同	本 岡 泰 文	同 郡同 町加古2185番地の 5
同	松 尾 俊 明	同 郡同 町加古4068番地の 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	正 井 進	加古郡稲美町加古291番地
同	岡 野 正 幸	同 郡同 町加古445番地の 3
同	本 岡 丈 夫	同 郡同 町加古1131番地
同	古 谷 英 彦	同 郡同 町加古1256番地の13
同	井 上 安 男	同 郡同 町加古2038番地
同	松 尾 千 明	同 郡同 町加古2237番地
同	山 口 剛	同 郡同 町加古2529番地
同	藤 原 隆 志	同 郡同 町加古3072番地
同	石 見 止	同 郡同 町加古3362番地の 2
同	福 田 敏 秀	同 郡同 町加古3483番地
同	松 尾 俊 明	同 郡同 町加古4068番地の 2
同	西 川 嘉 紀	同 郡同 町加古4584番地
監 事	沼 田 定 雄	同 郡同 町加古2113番地の 1
同	荒 田 達 夫	同 郡同 町加古2768番地の 2
同	矢 崎 隆	加古川市神野町福留114番地の 5



**兵庫県告示第888号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
清水新田土地改良区	清水新田地区	平成28年10月18日から 同 年11月 7 日まで	明石市役所



**兵庫県告示第889号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
西脇市	落方小山地区



**兵庫県告示第890号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区	同意成立年月日
東須磨加入区	平成28年 9 月23日
須磨浦加入区	平成28年 9 月23日
塩屋、東垂水加入区	平成28年 9 月23日



**兵庫県告示第891号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友金属鉱山株式会社播磨事業所  
加古郡播磨町宮西346番地の4  
所長 竹 林 優
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社播磨事業所  
加古郡播磨町宮西346番地の4
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号口 遠心分離機		
能 力	123m <sup>3</sup> /日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7~10	同 左
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.1未満	同 左
	浮遊物質 (単位 mg/L)	1未満	同 左
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	同 左
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.1未満	同 左

	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1 未満	同 左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		88	同 左

備考 既存特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年10月18日から同年11月 8 日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



**兵庫県告示第892号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影、写真地図及び数値地形図作成（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間  
平成28年10月 7 日から平成29年 3 月31日まで
- 3 作業地域  
伊丹市全域



**兵庫県告示第893号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
佐 野 (2)	豊 岡 市		佐 野	羽 水	344番2の一部、344番4の一部、344番5、344番6の一部、344番7の一部、344番8、344番9の一部、344番10から344番13まで、360番から363番まで、365番から369番まで、369番2の一部、369番3、370番、372番の一部、373番
				岡 田	377番の一部、378番1の一部、378番2の一部、381番1の一部、381番2の一部、382番の一部、387番の一部、388番、389番1、389番2、390番の一部、391番1、391番2、392番、393番1、393番2、394番、395番1、396番1から396番3までの各一部



**兵庫県告示第894号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
上 物 部	洲 本 市		上物部 上物部二丁目	年喰	870番の一部 402番1の一部、402番5の一部、402番9の一部

公 告

平成28年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）第4条の規定により、平成28年9月24日に次の者を表彰した。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 赤 木 友 香  
 (2) 住 所 たつの市  
 (3) 功績内容  
 子どもの冒険ひろば「プレーパーク赤とんぼ」のリーダーとして子どもたちを温かく見守るとともに後進の育成に努めるなど青少年活動の振興に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 飯 田 和 広  
 (2) 住 所 神戸市  
 (3) 功績内容  
 神戸学院大学ボランティア活動支援室のリーダーとして他大学とのネットワークを構築し献血活動を推進するなど福祉の向上に尽くした。
- 3 (1) 氏 名 野々村 聡  
 (2) 住 所 姫路市  
 (3) 功績内容  
 県立こどもの館の登録ボランティアとして遊びの中にもものづくりを取り入れた多彩な創作活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 中 村 愛 子  
 (2) 住 所 姫路市  
 (3) 功績内容  
 特定非営利活動法人生涯学習サポート兵庫の野外活動リーダーとして常に子どもに寄り添い多彩な体験活動を企画運営するなど青少年活動の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 藤 井 信 宏  
 (2) 住 所 尼崎市  
 (3) 功績内容  
 公益財団法人日本ボーイスカウト兵庫連盟の若手リーダーとして若者の意見を発信しスカウト活動の活性化に取り組むなど青少年活動の振興に尽くした。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古川IV (116020090)	三木市吉川町古川 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第348号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

富岡川右三II (216020006) の項中別図158を改める。

(この図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成28年10月26日から同年11月9日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎

(3) 提出期限

平成28年11月9日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



## 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
富岡AⅡ (116020001)	三木市吉川町富岡（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
富岡BⅡ (116020002)	三木市吉川町富岡（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
新田Ⅱ (116020003)	三木市吉川町新田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
富岡CⅡ (116020004)	三木市吉川町富岡（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
富岡DⅡ (116020005)	三木市吉川町富岡（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
福井Ⅱ (116020006)	三木市吉川町富岡（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
畑枝Ⅱ (116020007)	三木市吉川町畑枝（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上荒川AⅡ (116020008)	三木市吉川町上荒川（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上荒川DⅡ (116020009)	三木市吉川町上荒川（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上荒川EⅡ (116020010)	三木市吉川町上荒川（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
古川AⅡ (116020011)	三木市吉川町古川（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
古川BⅡ (116020012)	三木市吉川町古川（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
古川CⅡ (116020013)	三木市吉川町古川（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上中Ⅱ (116020014)	三木市吉川町上中（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
古川DⅡ (116020015)	三木市吉川町古川（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり



古川EⅡ (116020016)	三木市吉川町古川(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
実楽BⅡ (116020017)	三木市吉川町実楽(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
実楽AⅡ (116020018)	三木市吉川町実楽(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
古市Ⅱ (116020019)	三木市吉川町古市(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
古川Ⅲ (116020021)	三木市吉川町古川(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
古川Ⅳ (116020090)	三木市吉川町古川(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
北谷川右一Ⅱ (216020004)	三木市吉川町古市(別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
富岡川右一Ⅱ (216020005)	三木市吉川町富岡(別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
富岡川右三Ⅱ (216020006)	三木市吉川町富岡(別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
富岡川左一Ⅱ (216020008)	三木市吉川町新田(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり

(別図1から別図25までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成28年10月26日から同年11月9日まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所、三木市役所及び三木市役所吉川支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県北播磨県民局 加東土木事務所 河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2 兵庫県社総合庁舎
  - (3) 提出期限  
平成28年11月9日まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月6日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地





**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年10月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町鶴字構ノ内27番1、27番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
宍粟市山崎町山崎190番地  
西兵庫信用金庫 代表理事 志 水 宣 之
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年1月27日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-27号（27太子）